

令和7年度 「東京手仕事」

商品開発プロジェクト

～新たな「東京の伝統工芸品」の開発支援～

応募要領

(ビジネスパートナー 版)



	応募期間	応募方法
プレエントリー	6/2（月）～6/18（水）	公社 HP より WEB エントリー
本申込	6/2（月）～6/20（金）	限定公開サイトより WEB エントリー

○お問い合わせ先



総合支援部 城東支社 「東京手仕事」商品開発プロジェクト事務局

〒125-0041

東京都葛飾区東金町1-23-2 澁澤金町ビル2階

TEL: 03-5648-6606

e-mail: craft@tokyo-kosha.or.jp

URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html>

公社 商品開発



目次

1. 事業概要	1
1-1 「東京手仕事」概要	1
1-2 商品開発プロジェクトの目的と範囲	1
1-3 本事業のスケジュール	2
1-4 業務委託内容	3
1-5 契約期間	3
1-6 成果物、対価及び支払	3
1-7 応募資格	4
1-8 応募にあたっての注意事項	5
1-9 応募方法	7
(1) プレエントリー 必須	7
(2) 本申込み 必須	7
1-10 書類選考およびマッチング会の実施	8
1-11 開発チーム組成	8
2. その他本事業に関する事項.....	9
2-1 支援体制	9
2-2 表彰	9
2-3 商品発表会	10
2-4 伝統工芸品について知りたい方へ	10
2-5 知的財産について相談したい方へ	10
2-6 技術相談をしたい方へ	10
2-7 個人情報の取り扱い	10

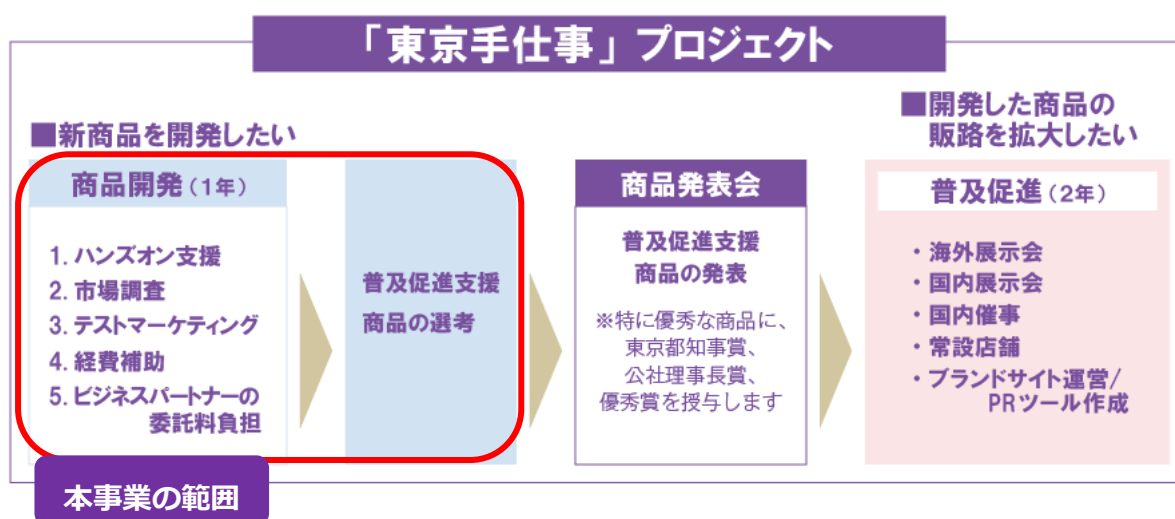
1. 事業概要

1-1 「東京手仕事」プロジェクト概要

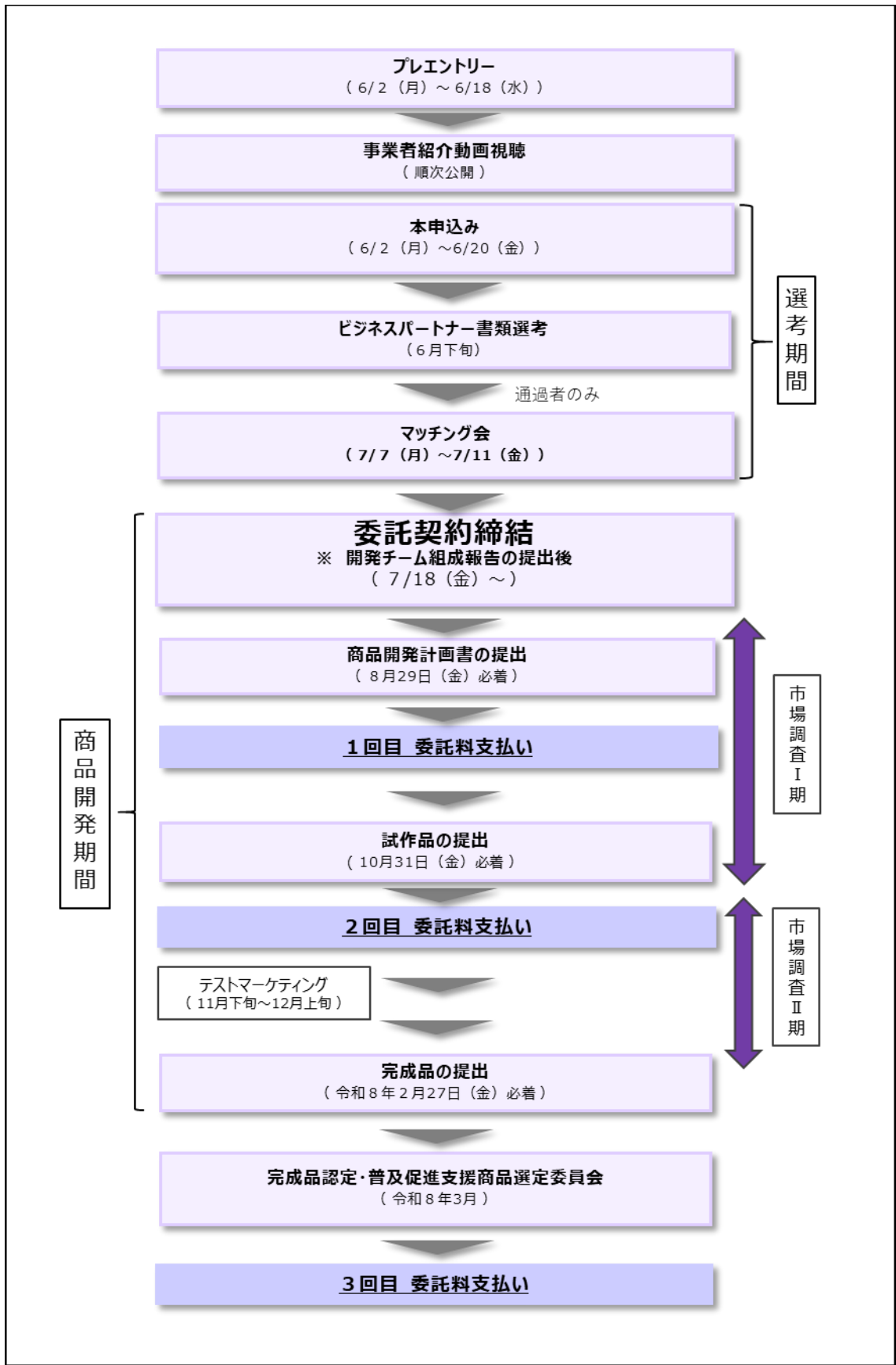
・公社では、伝統工芸品事業者とビジネスパートナー（デザイナー等）の連携による現代のライフスタイルに合った高品質でデザイン性の高い新商品の開発支援とその販路開拓・海外展開支援を行う「東京手仕事」プロジェクトを展開しています。

1-2 商品開発プロジェクトの目的と範囲

・商品開発プロジェクト（以下「本事業」という。）は、伝統工芸品の職人等（以下「支援事業者」という。）の海外展開を見据えた新商品開発を支援することで、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、東京の伝統工芸品産業の活性化に寄与することを目的とします。



1-3 本事業のスケジュール



応募概要

1-4 業務委託内容

・本事業で組成した開発チーム(以下、「開発チーム」という。)の支援事業者に対し、支援事業者の有する原材料や技術、技法を活かしながら、商品開発に関する企画及びデザイン等ビジネスパートナーが有するノウハウを提供し、支援事業者を支援する業務で、次の(1)～(3)について業務(以下、「本業務」という。)委託をします。

(1)「商品開発計画書」の作成支援

開発する商品のデザイン案等の概要や商品完成までの予定等を記入した商品開発計画書の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

期日：令和7年8月29日

(2)「試作品・試作報告書」の作成支援

テストマーケティングや市場調査で活用するための「試作品・試作報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

期日：令和7年10月31日

(3)「完成品・商品開発完了報告書」の作成支援

完成品認定・普及促進支援商品選定委員会で審議に諮る「完成品・商品開発完了報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名でご提出頂きます。

期日：令和8年2月27日

1-5 契約期間

・契約期間については、次の通りとします。

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

1-6 成果物、対価及び支払

・本業務の成果物及び対価は次の通りとします。なお、対価は各成果物の提出または、認定をもってその都度、該当額をお支払いします。それ以外の対価は発生しません。

(1)「商品開発計画書」を公社に提出したとき：金330,000円(税込)

(2)「試作品・試作報告書」を公社に提出したとき：金330,000円(税込)

(3)「完成品・商品開発完了報告書」を公社が認定したとき：金330,000円(税込)

※ 対価には、消費税及び地方消費税、本業務の履行に必要な一切の経費も含まれます。

※ 指定する書式の受領から30日以内に、代表のビジネスパートナー名義の金融機関口座にこの金額を振り込みます。

1-7 応募資格

・応募にあたっては次の①～⑫の全てを満たす必要があります。

- ① 法人又は個人事業主
※学生や事業実績のない方、名義貸し等による代理応募はできません。
- ② 商品デザインが行えること
- ③ マッチング会の会場に必ずお越しいただけること（オンラインでの参加は不可）
- ④ 開発チーム組成後、WEB 会議による面談等が可能であること
- ⑤ 公社及び開発チームと連携の上、円滑な事業運営に協力できること
- ⑥ 応募の時点で、東京都から指名停止等の措置を受けていないこと
- ⑦ 応募の時点で、原則として過去 3 ヶ月の間に公社との契約における契約違反がないこと
- ⑧ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ⑨ 事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ⑩ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- ⑪ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- ⑫ その他、公社が業務委託先として不適切と判断するものではないこと

1-8 応募にあたっての注意事項

・本事業にかかる支援事業者に対する支援内容については、「[応募要領（事業者版）](#)」をご確認ください。

- ・1申請につき2人までビジネスパートナーをサポートする「共同ビジネスパートナー」を申請することができます。
- ・マッチング会まで、支援事業者との接触（工房見学、訪問、電話連絡等）はできません。
- ・マッチング会会場までの交通費、書類作成等に係る諸経費は自己負担となります。
- ・過去に開発チームを組んだことのある支援事業者とマッチングを希望することはできません。
- ・マッチングが成立した場合、7月25日（金）に実施する事業説明会（オンライン）にご参加ください。※都合により、事業説明会の日程を変更する可能性があります。
- ・支援事業者による書類選考及びマッチング会での面談により、マッチングの可否を決定します。公社は、マッチングが成立したビジネスパートナーと[仕様書（別紙1）に基づき業務委託契約を締結](#)します。

◎業務委託契約にあたっての注意点

- ・運営体制を速やかに構築し、責任者、担当者、連絡体制を報告して頂きます。
- ・開発チーム内での円滑な意思疎通を通じ、支援事業者と相互に協力、本業務を円滑に遂行するとともに、本応募要領（ビジネスパートナー版）に記載する内容に則って本業務を遂行して頂きます。
- ・ビジネスパートナーは、対価のほかには開発商品及びその製造、販売等に関し権利を有することはできません。
- ・ビジネスパートナーは、本事業において支援事業者とトラブルが起こった際には、ビジネスパートナーの責任でトラブルを解決して頂きます。
- ・ビジネスパートナーは、本業務に関係する未公開情報等について、業務上若しくは、その他の方法により知り得た情報であっても公開することはできません。
- ・ビジネスパートナーは、自身のデザイン案等本業務に係る事項について、公社や公社が委嘱する商品開発アドバイザー等の意見に基づく修正、改変等に、柔軟に対応して頂きます。

※商品開発アドバイザーは、支援事業者ごとに配置され、チームを組むビジネスパートナーの選考、商品開発期間に助言や進行管理等をハンズオン支援します。

・次の①～⑤場合、契約解除となり本業務の対価は発生しません。

- ① 本業務の成果物が期日までに提出されない、または公社が認定しなかったとき
- ② ビジネスパートナーが本応募要領（ビジネスパートナー版）に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- ③ 支援事業者が「[応募要領（事業者版）](#)」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- ④ 支援事業者又はビジネスパートナーの事由により、本事業の遂行が困難であると公社が判断したとき
- ⑤ ビジネスパートナーのやむを得ない事由により本契約の解除を希望する場合で、公社の合意を得たとき

- ・知的財産権については、下記の通りです。

◎知的財産権について

(1) 権利の移転

ア 本業務に関する全ての知的財産権は、開発チームが商品開発計画書を公社に提出し公社がビジネスパートナーに対し1-6成果物、対価及び支払(1)に記した対価を支払った時点でビジネスパートナーから公社に移転し、完成品認定後、公社と支援事業者間で別途協定書を締結することにより、支援事業者に移転されるものとします。

なお、ここでいう知的財産権とは、全ての著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。)、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)並びにこれらを受ける権利をいいます。ただし、ビジネスパートナーが商品開発計画作成以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができます。

イ 公社は、支援事業者へ知的財産権が移転するまで、ビジネスパートナー及び支援事業者に対して本業務の履行に関する知的財産権の利用を許諾します。ビジネスパートナーは、公社に移転する知的財産権につき、公社又はその譲受人が産業財産権の出願を必要とする場合は、公社又はその譲受人に必要な協力を行って頂きます。

ウ ビジネスパートナーは、公社及び支援事業者に対して、著作者人格権の不行使に同意するものとします。なお、開発チームの氏名を表示する場合はビジネスパートナー及び支援事業者双方を表示するものとします。

(2) 知的財産権に係る注意事項

ビジネスパートナーは、商品に関する知的財産権が未公表であり、第三者の知的財産権及びその権利を侵害するものでないことを保証するとともに、商品発表後デザインの模倣等の本事業に起因する事態があった場合、ビジネスパートナー自身が対応するものとします。

1-9 応募方法

プレエントリー期間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月18日（水）17時

本 申 込 期 間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月20日（金）17時

- ※ 上記期間中にプレエントリーから本申込みまで完了させてください。期間外での受付はしませんのでご注意ください。
- ※ 本申込みは、プレエントリー後に閲覧可能となる開発チーム専用サイト（限定公開）から行えます。

（1）プレエントリー **必須**

- ① 公社「東京手仕事」商品開発プロジェクトページの Web フォームから入力送信してください。

「東京手仕事」商品開発プロジェクトページはこちら

URL：<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html>

- ② 公社よりメールで送付する『商品開発プロジェクト 開発チーム専用サイト』の URL を開き、次のものを確認してください。

☞ 事業者紹介動画、事業者 PR シート

・今年度の参加支援事業者によるビジネスパートナー向けの紹介動画、PR シートになります。こちらをご覧の上、マッチングを希望する支援事業者を決めてください。

☞ ビジネスパートナー申込書類

・本申込みで使用するマッチング会申込書と PR シートを格納しています。

- ※ 限定公開のため、第三者への URL 共有はご遠慮ください。
- ※ メールは2営業日以内にお送りします。
- ※ マッチング会申込書記入例（別紙2）・PR シート記入例（別紙3）を参照して作成してください。

（2）本申込み **必須**

『商品開発プロジェクト 開発チーム専用サイト』掲載のエントリーフォームより、必要書類のデータをアップロードの上、本申込みを行ってください。

	必要書類	必要部数
1	・マッチング会申込書 ※ 開発チーム専用サイト（限定公開）に様式掲載 ※ 記入例（別紙2）参照	1 部 (ワード)
2	法人 ・履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）写し 個人事業主 ・個人事業の開業・廃業等届出書写し又は、確定申告書写し	1 部 (PDF)
3	・PRシート ※ 開発チーム専用サイト（限定公開）に様式掲載 ※ PRシートについて、第2、第3希望がある場合は各シートをコピーし作成してください。その際、各シート名に希望する支援事業者名を記載してください。 ※ 記入例（別紙3）参照	1 希望につき 1 部 (エクセル)

※マッチング会申込書に名前の記載がない方は、マッチング会および開発チームへの参加はできません。

※本申込みは、「共同ビジネスパートナー」としての参加を含めて、最大3事業者まで可能です。

1-10 書類選考およびマッチング会の実施

- ・提出書類をもとに、支援事業者は、商品開発アドバイザーとともに、マッチング会で面談するビジネスパートナーを書類選考します。
- ・書類選考の結果（マッチング会への参加可否）は、6月下旬頃に通知します。
- ・マッチング会は公社指定の会場にて開催します。

【日程】

令和7年7月7日（月）～7月11日（金）

【会場】

〒131-0045

東京都墨田区押上一丁目1番2号

東京スカイツリー イーストタワー12階 貸会議室

【選考方法】

1 事業者最大6件の面談を行い、PRシート及び提案内容に基づきチーム組成の希望順を決定します。

※各支援事業者は5日間のうちいずれか1日の参加となります。参加予定日が決まり次第、開発チーム専用サイト（限定公開）で日程を公開します。

※マッチング会后、支援事業者よりチーム組成の希望があった方へ事務局よりご連絡します。

1-11 開発チーム組成

- ・マッチング会での面談結果を踏まえ、ともに商品開発を行うビジネスパートナーを決めた支援事業者は、開発チーム組成報告書を提出します。

期日：令和7年7月18日（金）

- ※ 支援事業者、ビジネスパートナーともに複数のチームを組成することはできません。
- ※ 過去に本事業で開発チームを組んだ支援事業者とビジネスパートナーは開発チームを組むことができません。

・開発チーム組成報告書の提出後、ビジネスパートナーと公社は業務委託契約を締結します。

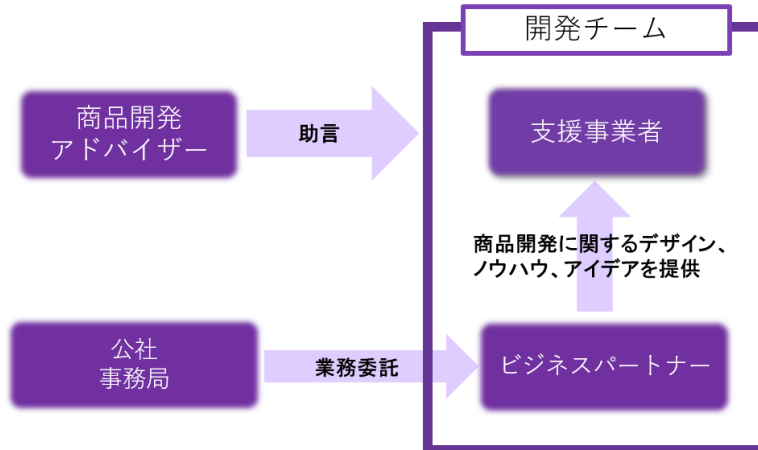
2. その他本事業に関する事項

2-1 支援体制

【開発チーム 役割】

開発チーム	役割	活動内容
支援事業者	製作	・伝統工芸技術もしくは同等の技術を活かし、新商品を開発 ・提出書類作成
ビジネスパートナー	協働製作	・公社の委託先として保有するノウハウを提供し、製作者を支援 ・提出書類作成

【開発チーム 相関図】



2-2 表彰

・完成品認定を受けた商品のうち、特に優秀で東京都の伝統工芸品産業振興に資する商品に対し、商品発表会で以下の賞を授与します。

- 東京都知事賞（賞金100万円）
- （公財）東京都中小企業振興公社理事長賞（賞金50万円）
- 優秀賞（賞金30万円）

※賞金は、支援事業者に対してお支払いします。

2-3 商品発表会

・支援商品を広く周知するため、商品発表会を行います。商品発表会は令和8年5月以降に開催予定です。登壇予定の開発チームのビジネスパートナーには必ずご参加頂きます。

2-4 伝統工芸品について知りたい方へ

・「東京の伝統工芸品」は、現在 42 品目を東京都知事が指定しています。東京都産業労働局の Web サイト「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」でご紹介していますのでご覧ください。

○東京都 産業労働局「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」(「東京の伝統工芸品」で検索)

<https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/items/index.html>

2-5 知的財産について相談したい方へ

・公社が運営する東京都知的財産総合センターでは、知的財産（特許・意匠・商標・著作権等）に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が対応しています。
詳細は東京都知的財産総合センターホームページの「相談について」をご覧ください。

○「相談について」(東京都知的財産総合センターホームページ → 「相談」)

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/service/index.html>

城東支援室 TEL：03-5648-6609

2-6 技術相談をしたい方へ

・試作における機器利用、技術相談等は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにお問い合わせ下さい。

○(地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センターホームページ)

<https://www.iri-tokyo.jp/>

本部（総合支援窓口）TEL：03-5530-2140

2-7 個人情報の取り扱い

・当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

別紙1 仕様書

令和7年度「東京手仕事」商品開発プロジェクトに係るビジネスパートナーの業務委託仕様書

1 「東京手仕事」（伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業）商品開発プロジェクトについて委託者である公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が実施する、伝統工芸品事業者（以下、「支援事業者」という。）とビジネスパートナー（以下、「受託者」という。）をマッチングし、新しい伝統工芸品の開発を支援するプロジェクト（以下、「本事業」という。）である。

<参考サイト>「東京手仕事」プロジェクト

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/index.html>

2 用語の定義

- （1）商品：販売及び流通が可能な品質を備えたもの
- （2）試作品：完成品開発過程において提出される試作品
- （3）完成品：商品本体、パッケージ、取扱説明資料の3点で構成される最終成果物

3 業務委託内容

本事業で組成した開発チーム（以下、「開発チーム」という。）の支援事業者に対し、支援事業者の有する原材料や技術、技法を活かしながら、商品開発に関する企画及びデザイン等受託者が有するノウハウを提供し、次の支援を実施する。

（1）「商品開発計画書」の作成支援

開発する商品のデザイン案等の概要や商品完成までの予定等を記入した「商品開発計画書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名で提出すること。

期日：令和7年8月29日

（2）「試作品・試作報告書」の作成支援

テストマーケティングや市場調査で活用するための「試作品・試作報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名で提出すること。

期日：令和7年10月31日

（3）「完成品・商品開発完了報告書」の作成支援

完成品認定・普及促進支援商品選定委員会で審議に諮る「完成品・商品開発完了報告書」の作成を支援し、期日までに支援事業者と連名で提出すること。

期日：令和8年2月27日

4 成果物、対価及び支払

本委託業務の成果物及び対価は次の通りとする。なお、対価は各成果物の提出または、認定をもって、その都度、該当額を支払うものとし、それ以外の対価は発生しない。

- （1）「商品開発計画書」を公社に提出したとき：金 330,000 円（税込）
- （2）「試作品・試作報告書」を公社に提出したとき：金 330,000 円（税込）
- （3）「完成品・商品開発完了報告書」を公社が認定したとき：金 330,000 円（税込）

5 公社による契約の解除

公社は次に該当する場合、契約を解除することができる。この場合、受託者は、対価を受け取ることができない。

- ・本業務の成果物が期日までに提出されない、または公社が認定しなかったとき
- ・受託者が「応募要領（ビジネスパートナー版）」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- ・支援事業者が「応募要領（事業者版）」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- ・その他支援事業者又は受託者の事由により、本事業の遂行が困難であると公社が判断したとき

6 受託者による契約の解除

受託者は、やむを得ない事由により本契約の解除を希望する場合、公社と協議の上、この契約を解除することができる。この場合、受託者に対し、本業務の対価は発生しない。

7 知的財産権

（１）権利の移転

ア 本業務に関する全ての知的財産権は、開発チームが商品開発計画書を公社に提出し公社が受託者に対し４成果物、対価及び支払（１）に記した対価を支払った時点で受託者から公社に移転し、完成品認定後、公社と支援事業者間で別途協定書を締結することにより、支援事業者に移転されるものとする。なお、本仕様書における知的財産権とは、全ての著作権（著作権法第２１条から第２８条までに定める権利をいう。）、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）並びにこれらを受ける権利をいう。ただし、受託者が商品開発計画作成以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができる。

イ 公社は、支援事業者へ知的財産権が移転するまで、受託者及び支援事業者に対して本業務の履行に関する知的財産権の利用を許諾する。受託者は、公社に移転する知的財産権につき、公社又はその譲受人が産業財産権の出願を必要とする場合は、公社又はその譲受人に必要な協力を行う。

ウ 受託者は、公社及び支援事業者に対して、著作者人格権の不行使に同意するものとする。なお、開発チームの氏名を表示する場合は、受託者及び支援事業者双方を表示するものとする。

（２）知的財産権に係る注意事項

受託者は、商品に関する知的財産権が未公表であり、第三者の知的財産権及びその権利を侵害するものでないことを保証するとともに、商品発表後デザインの模倣等の本事業に起因する事態があった場合、受託者自身が対応するものとする。

8 留意事項

- ・運営体制を速やかに構築し、責任者、担当者、連絡体制を報告すること。
- ・開発チーム内での円滑な意思疎通を通じ、支援事業者と相互に協力、本業務を円滑に遂行するとともに、「応募要領（ビジネスパートナー版）」に記載する内容に則って本業務を遂行すること。
- ・受託者は、対価のほかには開発商品及びその製造、販売等に関し権利を有することはできません。
- ・受託者は、本事業において支援事業者とトラブルが起こった際には、受託者の責任で解決して頂きます。
- ・受託者は、本委託業務に係る未公開情報について、業務上若しくは、その他の方法により知り得た情報であっても公開することはできません。
- ・受託者は、自身のデザイン案等本委託業務に係る事項について、公社や公社が委嘱する商品開発アドバイザー等の意見に基づく修正、改変等に、柔軟に対応して頂きます。

9 その他

（１）関係法令等の遵守

本契約業務の実施に当たっては、関係法令・契約事項等を十分に遵守すること。

（２）受託者について

ア 契約締結日において、東京都から指名停止等の措置を受けていないこと。

イ 契約締結日から、原則として過去 3 ヶ月の間に公社との契約における契約違反がないこと。

(3) 再委託の取扱い

ア 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ書面により公社の承諾を得たときは、この限りでない。

イ この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(4) 個人情報等に関する取扱い

別紙「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」のとおり。

(5) 電子データを取り扱う業務について

常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

(6) 本仕様書の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項については、公社と協議の上決定する。

(7) 損害賠償責任

受託者及び業務従事者が、故意又は過失により、公社又は第三者に損害を与えた場合、公社の責に帰する場合の外は、その賠償責任を負うこととする。また、公社が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、公社は求償権を行使することができる。

(8) その他

この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

10 担当者

東京都葛飾区東金町 1-23-2 澁澤金町ビル 2 階

公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社

「東京手仕事」商品開発プロジェクト担当 電話 03-5648-6606

令和7年度「東京手仕事」商品開発プロジェクト
マッチング会申込書（ビジネスパートナー）

ビ

代表ビジネスパートナー			
※社名・屋号	株式会社 城東デザイン	※事業形態	株式会社
※ ^{ふりがな} 氏名	いしょう はなこ 意匠 花子	※事業参加形態	法人
		※専門分野	プロダクトデザイン
※電話	03-(0000)-0000	携帯電話	●●●-●●●●-●●●●
FAX	03-(0000)-0000	※年齢	50
※所在地	〒125-0041 東京都葛飾区東金町1-23-2 湊澤金町ビル2階		
※Eメール	craft@tokyo-kosha.or.jp		
URL	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html		

共同ビジネスパートナー 社名・屋号	^{ふりがな} 氏名	共同開発に携わる 支援事業者名 ※全て記載	代表ビジネス パートナーとして 申込
AZUMA DESIGN	東 京子	・(有)伝統銀器 ・技術工房(株)	有

マッチングを希望する支援事業者		取り組みたいこと(30字以内)
第1希望	(有) 伝統銀器	生活スタイルになじむ伝統工芸品づくり
第2希望	技術工房(株)	伝統工芸の技術を最大に活かしたものづくり
第3希望		

確 認 事 項	チェック欄
『応募要領(ビジネスパートナー版)』に記載されている内容を全て承諾します。	✓
『応募要領(ビジネスパートナー版)』に記載しているビジネスパートナーの『応募資格』を満たしています。	✓
『マッチング会申込書』、『PRシート』に記載すべき項目は、全て記載をしています。	✓
『PRシート』についてマッチングを希望する支援事業者に公開することに同意します。	✓
「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者ではない、また、「風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める営業内容を行っていません。	✓

令和7年度「東京手仕事」商品開発プロジェクト

PRシート（ビジネスパートナー）

ビー

	代表ビジネスパートナー
フリガナ ※氏名	いしょう はなこ
	意匠 花子
※主な専門分野	プロダクト企画デザイン
※会社名	個人事業
ホームページURL	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html
※業歴 (令和7年5月現在)	●●年

業種業態、自社の体制の概要について説明してください。(200文字以内)

商品開発から販路開拓、マーケティングなど経験を積んだ、売するための商品開発を得意とする個人デザイナー事務所

伝統工芸品事業者可以提供できる技術やスキルを具体的に説明してください。(200文字以内)

※過去のご実績等をもとに詳細にご記入ください。

表彰実績等、事業者にアピールしたい得意としている事などがあればお書きください。(200文字以内)

・令和Y年Y月 OODESIGN COMPETITION ファイナリスト
 ・令和Z年Z月 第▲回●●●デザイン・コンクール 大賞
 第▲回●●●デザイン・コンクールにて、私の作品『◆◆◆』が大賞を受賞して商品化され、好評発売中です。

	画像などのデータ	コメント
実績1 ※代表商品等スキルや技術	画像データを添付してください	本商品は平成●年開催の○○○デザインコンテストにて優秀賞を取得し、～
実績2		
実績3		

氏名：意匠 花子

ご提案を考えている商品の概要を説明してください。

ご提案商品概要

(この枠の中にデザインイラストを貼り付けてください)

※事業者への提案(デザイン・イラスト等)をご記入ください。なお、開発チームを組む場合でも、提案内容がそのまま採用されるわけではありません。

※必要に応じて自由に使用してください。1提案につき1枚まで使用できます。

任意の補足説明がある場合にご利用ください。